

社会福祉法人揖南福社会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法及び社会福祉法人揖南福社会定款（以下「定款」という。）
第九条及び第二三条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）
の報酬等に関し、必要な事項を定めるもとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬は支給しない。但し、常勤の理事（施設長等の職員理事）には、
給与規程に基づき職員給与を支給する。

2 理事会、評議員会、監事監査及びその他業務に携わった日には、次のとおり費用を弁
償する。但し、施設（事業所）の職員を兼任している理事においては、その限りでない。

片道25km未満	片道25km以上
3,000円	5,000円

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。